

【参考資料 1】

日本の他地域における憲章の例

自然保護憲章とは、自然保護に関する国民的倫理の指標である。自然の大切さと私たちの自然に対する心構えをまとめた国民の総意をいう。地域的なものとして、富士山憲章及び群馬県尾瀬憲章がある。

また、利用に当たってのマナー向上を目指して策定されたルール集のことをカントリーコードという。

●自然保護憲章（1973年・保護憲章制度国民会議、全文）

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明をきずさあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- 一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
 - 二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
 - 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
 - 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛憎の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
 - 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかな復元につとめるべきである。
 - 六 身ぢかなどろから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
 - 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
 - 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
 - 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。
- この憲章は、自然公園制度のあり方に関する自然公園審議会答申（43. 4）において、「自然保護憲章」の制定に関する国民運動を推進すべき旨指摘されたこと等に呼応して、各層の代表者からなる国民会議（森戸辰男議長）が組織され、制定されたものである。

●富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

●群馬県尾瀬憲章

昭和四十七年五月十一日制定

尾瀬は、自然の偉大な恵みによって生まれ自然界の厳しゅくな法則のもとに、すぐれた原始的景観を保ってきた。

高層湿原をいたく美しい自然は、ここに生育する動植物とともにきわめて高い学術的価値を有している。

この貴重な尾瀬の自然は、祖先から受け継いだといい共有の遺産であって、これを国民の宝として大切に保護し、後世に伝えることは、われわれの責務である。

ここに、われわれは、尾瀬の自然の美しさを愛し、そのうとさをいっそう深く認識し厳正な保護と秩序ある利用のもとに、国民の願いをこめて尾瀬の自然を守ることを誓う。

- 一 尾瀬を訪れる人は、その自然を愛そう。
- 一 尾瀬に接する人は、その利用に責任を持とう。
- 一 尾瀬を尊ぶ人は、その景観を破かいから守ろう。
- 一 尾瀬に親しむ人は、その豊かな恵みに感謝しよう。
- 一 尾瀬に誇りを持つ人は、その美しさを後世に伝えよう。

尾瀬を後世に伝えることは、県民あげての願いである。

群馬県

●秩父多摩甲斐国立公園カントリーコード

国立公園を大切に利用するためには

「ゆっくり静かに自然を楽しむ」

自然や風景のすばらしいところです。目的地にただ急ぐのではなく、行程には余裕をもって、ゆっくり自然を楽しめます。

「計画や準備は万全にする」

本公園は初春まで積雪凍結があり、冬季は早く陽が落ちます。生命や身体の安全のためには登山の経験者に相談したり、目的やルートの情報を必ず確認します。

「土地所有者や管理者の善意を尊重する」

国立公園内は国・公有地だけでなく、私有地もたくさんあります。登山道や公共施設も善意により借地させていただいている場所もあります。土地所有者や管理者が困るような行為はつつしません。

「駐車場でのアイドリングをしない」

アイドリングによる排気ガスはきれいな空気を汚します。駐車場での無駄なアイドリングはしません。

「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」

少しでもゴミが落ちていると大変目立ちますし、野生動物にも影響を与えます。ゴミはすべて自宅まで持ち帰るとともに、ゴミになるものは最初から持っていない工夫をします。

「登山道や遊歩道からはずれて歩かない」

写真撮影などで道からはずれると、転落や迷う恐れがあります。また、植生を傷めることにもなるので、登山道や遊歩道からはずれないよう歩きます。

「動植物はとらない」

自然の中で生きる多様な野生動植物は、生態系の重要な構成員です。生態系を保全するため野生動植物を大切にします。

「山火事をおこさない」

山林火災はいったん発生すると消火作業も困難で多くの森林が焼失してしまします。たき火やたばこの吸い殻の投げ捨ては絶対しません。

「キャンプはキャンプ場でおこなう」

身体の安全や生態系の保全のためにキャンプ場でキャンプを楽しめます。

「トイレなどの公共施設をきれいに使う」

トイレや避難小屋などの公共施設は、一人が汚すと後から使う人達が不快です。一人ひとりが気をつけて、汚さず、壊さずに使います。

* カントリーコードとは、利用に当たってのマナー向上を目指して策定されたルール集です。

平成12年9月18日
秩父多摩甲斐国立公園協議会
環境省

●富士山カントリーコード

10の約束、美しい富士山をあなたと共にいつまでも

策定：富士山地域環境保全対策協議会

主唱：富士山地域美化推進会議

1. 美しい富士山を後世に引き継ぐ
2. ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る
3. ゴミになるようなものを最初から持っていない
4. 登山道をはずれて歩かない
5. 登頂記念の落書きをしない
6. 車道外へ車両等を乗り入れない
7. 溶岩樹型等の特殊地形を壊さない
8. 駐車場ではアイドリングしない
9. 動植物を探らない
10. トイレなど公共施設をきれいに扱う

平成10年3月
富士山地域環境保全対策協議会

●南アルプス・カントリーコード

—登山者の皆様へ7つのお願い—

常に快適で安全な登山を心がけていただくとともに、わが国屈指の山岳国立公園である南アルプスの大自然を大切に守り、後世に引き継ぐために、次のことについて御協力をお願いします。

1. この地域の高山植物や動物は、数回の氷河期を経て、今もなお山岳の厳しい環境に耐えています。これらの動植物が、いつまでも見られるよう、一人一人がやさしい気持ちで自然に接し、採ったり、傷つけたりしないようにしましょう。
2. 登山道以外の場所には貴重な高山植物や多くの野生動物たちが生息しています。登山道を外れての歩行や写真撮影は、行わないようにしましょう。
3. 犬などのペットを持ち込むことは、ライチョウやオコジョなどの小動物に脅威を与えること、野生動物の間に伝染病を持ち込む恐れもあります。ペットは持ち込まないようにしましょう。
4. 先の尖ったストックは危険であるばかりか、他の利用者に迷惑を及ぼしたり、植物や歩道を傷める場合があります。使う場所を考える、ゴムキャップの使用など、心がけましょう。
5. 自分で持ち込んだゴミはすべて持ち帰りましょう。
6. 登頂記念は写真におさめ、記念看板の設置や岩などへの落書きはしないようにしましょう。
7. 山小屋、避難小屋などの施設は遭難救助の基地ともなる大切なところです。みんなできれいに大切に使いましょう。

平成12年4月1日
環境庁南関東地区自然保護事務所

●小笠原カントリーコード

一自然と共生するための10カ条

1 「貴重な小笠原を後世に引き継ぐ」

貴重な動植物に恵まれた豊かな自然や、その中で育まれた独自の文化など小笠原の自然や文化について様々なことを学び、これらが後世に引き継がれるよう大切にします。

2 「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」

小笠原では、日頃から島内美化に努め、また、廃棄物は島外に持ち出して処分しています。こうした島の人達の努力を見習い、ゴミの持ち帰り運動に協力します。

3 「歩道をはずれて歩かない」

歩道でない場所を歩くと、迷いやすいばかりか、植生を傷めることになります。歩道をはずれて歩かないようにします。道に不慣れな場合は地元のガイドさんなど地理に詳しい人と歩きます。

4 「動植物は採らない、持ち込まない、持ち帰らない」

海中も含め、自然の中で生きる多様な野生動植物は、小笠原固有の生態系の重要な構成員です。しかし中には繊細で傷つきやすく、過去に絶滅したり、現在、絶滅の危機に瀕している動植物など少なくありません。この貴重な生態系を保全するため、動植物は持ち込みます、持ち帰らず、野生動植物を探ったりしません。

5 「動植物に気配りをしながらウォッチングを楽しむ」

小笠原ではホエールウォッチング、バードウォッチングなどの自然観察が盛んです。こうした楽しみ方が、いつまでも続けられるよう、出来る限り、動植物に影響を与えないような見方や楽しみ方を心がけます。

6 「サンゴ礁等の特殊地形を壊さない」

サンゴ礁などは小笠原の自然を語る大切な歴史の証人です。地形について学び、大切にします。

7 「来島記念などの落書きをしない」

小笠原では看板類が少なく、自然と一体となったすっきりした景観が魅力の一つです。来島記念などの落書きは、この美しい景観を傷つけることになるので、絶対しません。

8 「全島キャンプ禁止となっているので、キャンプはしない」

小笠原では全島でキャンプが禁止されています。自身の生命や身体の安全はもとより、小笠原の美しい自然と静かな村民生活を守るためにも、宿泊には旅館や船を利用し、キャンプは絶対しません。

9 「移動は、できるだけ自分のエネルギーを使う」

島内では、なるべく自動車に頼らず、できるだけ徒歩や自転車など自力移動を心がけ、のんびりと小笠原を楽しみます。

10 「水を大切にし、トイレなど公共施設をきれいに使う」

小笠原では水は大変貴重でかけがえのないものです。水は大切に使い無駄にしません。また、トイレをはじめ、公共施設の汚れや破損は、ちょっとした不注意が原因になります。後から使う人達が不快にならないよう一人ひとりが気をつけて使います。

平成11年7月
環境庁自然保護局南関東地区国立公園・野生生物事務所